

三豊市監査委員告示第3号

平成26年度定例監査結果報告書(第1回)に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成27年4月7日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 川北 善伴

三総総第1377号

平成27年3月27日

三豊市監査委員 糸川 昇 様

三豊市監査委員 川北 善伴 様

三豊市長 横山 忠始

監査の結果に関する報告に基づく措置について（通知）

平成26年度定例監査結果報告書（第1回）に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律67号）第199条第12項の規定により通知いたします。

監査の結果に関する報告に基づく措置

《 共通事項 》

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
(会計課)	<p><b>1. 支出負担行為の時期について</b></p> <p>支出負担行為とは支出の原因となるべき契約その他の行為（地方自治法第232条の3）であり、三豊市会計規則第35条（支出負担行為の整理区分）に支出負担行為の時期等その詳細が定められている。</p> <p>しかしながら、契約締結等の事実がありながら、支出負担行為がなされていない点が見受けられた。</p> <p>今後は、適正な事務処理をされたい。</p> <p><b>2. 調定の時期について</b></p> <p>調定期間は、歳入を収納する前提行為として、請求権が発生した時点であるが、依然として理解が浸透していない。特に、国、県からの補助金、負担金については、一般的に交付決定通知があったときとされている。今後、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>支出負担行為の時期及び調定の時期については、毎年、起票漏れ等がないよう庁内掲示板等で周知し確認の依頼をしている。特に、出納整理期間中は庁内掲示板等での周知に加え、調定書を起票して未収入、国・県から入金予定のもので、未調定等が確認される部署には、管理職宛てにメール等で連絡して事務処理の確認を依頼しています。</p> <p>今後も、周知方法、時期及び回数等（部長会、庁内掲示板、個別指導等）を検討しながら適正な伝票起票等の周知徹底を図ります。</p>

監査の結果に関する報告に基づく措置

《個別事項》

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
(総務課、人権課)	<p><b>1. 切手類の取り扱い等について</b></p> <p>切手の管理については、三豊市物品会計規則第3条(物品の区分)第1項第8号において、郵便切手類と規定されており、切手も公金の認識のもと、受け払い簿による現在高の整理を行うこと。</p>	<p>郵便切手の管理については、「受け払い簿」を作成し、指摘後、平成27年1月より郵便切手の整理を行っております。</p> <p>郵便切手の「受け払い簿」による管理は、総務課及び人権課所管の隣保館、児童館で行っております。</p>
(支所)	<p><b>2. 公印使用について</b></p> <p>公印の使用については、三豊市公印規則第3条中「職印は、職名をもって発する文書に使用する。」とあり、また、同規則第8条第1項には、公印使用申請書を備え付けなければならないと規定されているが、同使用申請書を備え付けていない支所がある。早急に改善し、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>公印の使用については、三豊市公印規則第3条に基づき適切に運用します。</p> <p>また、公印使用申請書については各支所に備え付け、適正な事務処理を行います。</p>
(施設管理課)	<p><b>3. 指定管理について</b></p> <p>○たからだの里「物産館」、「ふるさと伝承館」、「環の湯」、「湯の谷荘」、「パークゴルフ場」</p> <p>基本協定書中、施設使用料は年度協定書において定めるとなっているが、いずれも現在協議中で、未確定の状況にある。本来、年度当初になすべき行為が未だ実施されていない。早急に年度協定書を締結すること。</p> <p>また、物産館、ふるさと伝承館の両施設とも協定書第5条第3項に「指定管理者は管理物件を管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ</p>	<p>ご指摘後、たからだの里施設(たからだの里「物産館」、「湯の谷荘」、「環の湯」、「ふるさと伝承館」、「パークゴルフ場」)の管理に関する協定(以下「基本協定」という。)に基づき、たからだの里施設の管理に関する年度協定書を締結し、平成27年1月20日に提出されました。</p> <p>物産館については、条例に謳われている室部分であり、業務内として行われるスペースのため、目的外にはあたらない</p>

<p>(健康課)</p>	<p>め市の承認を得たときは、この限りでない。」とあるが、事前承認の手続き関係が不明確である。早急に基本協定に基づく処理をすること。</p> <p>○三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場、三豊市父母ヶ浜海水浴場施設 両施設ともに基本協定書第20条第1項で「指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに業務計画書を提出し、市の承認を得なければならない。」と規定されているが、業務計画書が未提出である。早急に提出を求めること。</p> <p>○三豊市立西香川病院 基本協定書第22条第2項に定められている「事業計画書」、同第23条中「毎月の業務状況報告書」、同第25条「年報」が未提出である。早急に提出を求めること。</p>	<p>と認識しています。</p> <p>ふるさと伝承館については、基本協定第7条に基づいて商工会に当館の維持管理を委託していることから、施設を使用させています。第5条による承認申請書は、平成27年1月20日に提出を受けました。</p> <p>ご指摘の三豊市つたじま海水浴場及びキャンプ場の管理に関する基本協定書に基づく業務計画書及び三豊市父母ヶ浜海水浴場施設の管理に関する基本協定書に基づく業務計画書は、平成27年1月19日に提出を受けました。</p> <p>「事業計画書」は、平成27年1月26日に提出を受けました。</p> <p>「毎月の業務状況報告書」は、平成27年1月14日に提出を受けました。</p> <p>尚、前記書類については、平成27年1月13日に、今後は基本協定書に従い提出することの確約を得ました。</p> <p>「年報」の取り扱いについては、平成27年2月23日開催の西香川病院指定管理者評価委員会に諮った結果、基本協定書第24条に定める「決算関係書類」として市が提出を受けた損益計算書等が、病院の運営を明らかにしており、第25条に定めた「年報」に代わるものとなることから、次回協定書には「年報」の条項を除くこととしました。</p>
--------------	---	---

